

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二四
- 新たに県基幹統計調査として調査を行う件 二四
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 二四
- 公 告 二四
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二四
- 一般競争入札を行う件 二四
- 福 島 県 警 察 本 部 二四
- 落札者を決定した件 二四
- 福 島 県 人 事 委 員 会 二四
- 平成二十三年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験を行う件 二四
- 福 島 県 労 働 委 員 会 二四
- あつせん員候補者として委嘱した件 二五
- 正 誤 二五
- 平成二十三年七月一日付け定例二千二百九十六号中 二五

告 示

福島県告示第三百三十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年七月一日救急病院として認定した。

平成二十三年七月八日

名称	所在地	福島県知事	佐藤 雄 平
医療法人社団茶畑会 相馬中 中央病院	相馬市沖ノ内三丁目五番地の 一八	認定有効期限	平成二六年六月三〇日

(地域医療課)

福島県告示第三百四十号

新たに県基幹統計調査として調査を行う件(平成二十一年福島県告示第四百五十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

- 二 中10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。
- 9 医療、福祉 福島県知事 佐藤 雄 平

(雇用労政課)

福島県告示第三百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年七月八日から同年八月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤 雄 平
- いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 (商業まちづくり課)
- 意見なし。

福島県告示第三百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年七月八日から同年八月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤 雄 平
- ヨークベニマル門田町店 福島県会津若松市天神町二十二番十一号
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 (商業まちづくり課)
- 意見なし。

公 告

公告第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で准用する同法第二十条第一項の規定により、鏡石町から県中都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

鏡石区「計画区及び計画書の写し」

二 縦覧場所

福島県土木部都市建設課都市計画課及び福島県真中建設事務所企画管理課企画課資料室
(鏡石計画課)

公告第127号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成23年7月8日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 小型よう撃捜査支援装置 100式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成23年11月28日（月）

(4) 納入場所 福島県警察本部機動捜査隊

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成23年7月26日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成23年7月19日（火）午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成23年8月5日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日4日（木）午後5時15分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Small - sized surveillance video camera system for crime prevention (including recording devices and accessories) 100
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 5 August 2011
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 4 August 2011
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第77号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察通信指令システム機器の賃借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年7月8日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県警察通信指令システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成23年6月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額
646,146,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年4月22日

(会計課)

福島県人事委員会

公告第五号

平成二十三年年度福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。
平成二十三年七月八日
福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
行政事務 警察事務 土木	十二名程度 三名程度 三名程度	平成二年四月二日から平成六年四月一日までに生まれ た者（大学（短期大学を除きます。）を卒業した者又は 平成二十四年三月末日までに卒業見込みの者を除きます。） とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、 受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する 法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第二 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産 者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又 はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分 の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張す る政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

高等学校卒業程度の内容で、次により行います。

- 1 第一次試験
 - (一) 教養試験（多枝選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。
 - (二) 専門試験（多枝選択式）（行政事務及び警察事務を除きます。） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。
 - (三) 作文試験
- 2 第二次試験

三 試験期日、試験地及び合格者発表
 (一) 口述試験
 (二) 適性検査

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第二次試験	平成二十三年九月二十五日(日)	福島市 会津若松市 いわき市	平成二十三年十月十四日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十三年十一月月上旬の指定する一日	福島市	平成二十三年十一月二十五日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内))電話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該シ

ステムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。
 3 申込受付期間及び申込受付時間
 (一) 申込受付期間
 平成二十三年八月一日(月)から同月二十六日(金)までです(郵便による申込みは、同日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。)
 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十三年八月一日(月)から同月二十三日(火)までです。
 (二) 申込受付時間
 月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。
 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十三年八月二十三日(火)にあつては、午後五時十五分まで)となります。

五 給与

1 初任給
 この試験に合格し、採用されると、一四二、五〇〇円の初任給が支給されます。
 2 その他の給与
 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。
 七 問い合わせ先
 この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覽表(一)内は、出題分野別出題予定数

社会科学(7)、人文科学(11)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)

別表二

専門試験出題分野一覽表(一)内は、出題分野別出題予定数

区分試験	出 題 分 野
土 木	数学・物理・情報技術基礎(10)、土木基礎力学(構造力学・水理学・土質力学)(14)、土木構造設計(2)、測量(3)、社会基盤工学(5)及び土木施工(6)

福島県労働委員会

公告第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十三年七月八日

福島県労働委員会
会長 本 田 哲 夫

（採用給与額）

氏 名	現 職	前 歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立福島大学経済学部 教授	平成22年6月22日
菅家 節子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		同
新開 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学名譽教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類教授	同
本田 哲夫	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
石原 浩二	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	日本労働組合総連合会 福島県連合会副事務局 長	同
影山 道幸	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会会長	日本労働組合総連合会 福島県連合会事務局長	同

国分しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合郡 山支部副執行委員長	電機連合三菱電機労働 組合郡山支部執行委員	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟福島県支部 長	UIゼンセン同盟埼玉 県支部長	平成23年2月22日
渡邊いづみ	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会副事務局長	UIゼンセン同盟福島 県支部常任	平成22年6月22日
唐橋幸市郎	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取締役 社長	ほまれ酒造株式会社常 務取締役	同
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事	福島県経営者協会連合 会専務理事兼事務局長	同
鈴木 安利	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会顧問	株式会社クレハ環境相 談役	同
福井 邦顕	福島県労働委員会使用者委員 日本全業工業株式会社代表取 締役会長	日本全業工業株式会社 代表取締役社長	同
森岡 幸江	福島県労働委員会使用者委員 株式会社辰巳屋代表取締役社 長	株式会社辰巳屋専務取 締役	同
今泉 秀記	福島県労働委員会事務局長	商工労働部政策監	平成22年4月27日
久保木光治	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	企画調整部参事（財団 法人ふくしま海洋科学 館派遣）	平成23年6月28日
長谷川 寛	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	相双教育事務所次長兼 総務社会教育課長	平成22年4月27日

近藤 芳行	福島県東北地方振興局企画商工部長	原子力安全対策課主幹兼副課長	同
二瓶 正浩	福島県中地方振興局企画商工部長	生活環境部主幹兼生活環境総務課副課長	同
齋藤 弘子	福島県南地方振興局次長兼地域連携室副室長兼企画商工部長	国際課長	同
安達 豪希	福島県会津地方振興局企画商工部長	病院局主幹兼病院総務課副課長	平成23年6月28日
小椋 正	福島県南会津地方振興局次長兼地域連携室副室長兼企画商工部長	税務課長	平成22年4月27日
岡部 隆	福島県相双地方振興局次長兼地域連携室副室長兼企画商工部長	文書法務課長	平成23年6月28日
関根 宏幸	福島県いわき地方振興局次長兼地域連携室副室長兼企画商工部長	雇用労政課長	平成22年4月27日

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年七月一日付け定例第二千二百九十六号中

一三七	上	目次中	漁業の許可又は起業の認可の申請期間を定める件	漁業の許可又は起業の許可の申請機関を定める件
-----	---	-----	------------------------	------------------------